

五條市空家等対策事業にかかる現地調査業務に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と一般社団法人 奈良県建築士会（以下「乙」という。）は、次のとおり五條市空家等対策事業にかかる現地調査業務に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、本市における空家等対策事業を適正に執行するための現地調査業務に必要な基本事項を定めることを目的とする。

（信義誠実の原則）

第2条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（本協定の期間）

第3条 本協定の期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までとする。

（業務内容）

第4条 甲は、次の業務について、乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等の状態の把握に必要な調査である現地確認
- (2) 法第9条第2項に規定する立入調査
- (3) 五條市特定空家等除却事業補助金交付要綱第8条第3項に規定する立入調査
- (4) 各調査に基づく図面、判定書及び写真等の作成

（委託料）

第5条 前条の業務にかかる委託料は、五條市空家等対策事業にかかる現地調査業務委託契約書に基づくものとする。

（疑義についての協議）

第6条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙の協議のうえ、これを定めるものとする。

2 前項の協議が成立しないときは、甲の定めるところによるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、双方の記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 奈良県五條市本町1丁目1番
五條市長 太田好紀



乙 奈良県奈良市大宮町2丁目2番
一般社団法人 奈良県建築士会
会長 米村博

